

社会福祉法人なごみ福祉会 ハラスメント防止規定

目的

第1条 この規定は、社会福祉法人なごみ福祉会（以下「当法人」）におけるハラスメントを防止し、健全な職場環境を維持するための基本方針及び対応策を定めることを目的とする。

定義

第2条 本規定におけるハラスメントとは、以下の行為を指す。

1. **パワーハラスメント**: 職務上の地位や権限を利用して、他の職員に対して精神的・身体的苦痛を与える行為。
2. **セクシュアルハラスメント**: 性的な言動により、他の職員の就業環境を害する行為。
3. **妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント**: 妊娠・出産・育児休業等に関連する言動により、他の職員の就業環境を害する行為。

基本方針

第3条 当法人は、全ての職員が安心して働ける職場環境を提供するため、以下の基本方針を掲げる。

1. ハラスメントの防止に努める。
2. ハラスメントの訴えがあった場合、迅速かつ適切に対応する。
3. ハラスメントの再発防止策を講じる。

ハラスメント防止のための措置

第4条 当法人は、ハラスメント防止のために以下の措置を講じる。

1. **教育・研修**: 全職員に対して、ハラスメント防止に関する教育・研修を定期的実施する。
2. **相談窓口の設置**: ハラスメントに関する相談窓口を設置し、職員が安心して相談できる環境を整える。
3. **周知・啓発**: ハラスメント防止に関する方針や措置を全職員に周知し、啓発活動を行う。

相談・報告の手順

第5条 ハラスメントに関する相談・報告の手順は以下の通りとする。

1. **相談窓口**: 職員は、ハラスメントに関する相談を相談窓口申し出ることができる。
2. **報告**: 相談窓口は、相談内容を速やかに担当部署に報告し、適切な対応を行う。
3. **調査**: 担当部署は、相談内容に基づき、事実関係を調査し、必要な対応を講じる。

再発防止策

第6条 当法人は、ハラスメントの再発防止のために以下の措置を講じる。

1. **原因分析**: ハラスメント事案の原因を分析し、再発防止策を検討する。
2. **改善策の実施**: 再発防止策を実施し、職場環境の改善を図る。

プライバシーの保護

第7条 当法人は、ハラスメントに関する相談・報告に際して、相談者及び関係者のプライ

バシーを保護し、不利益な取扱いを行わない。

附則

第8条 この規定は、令和6年2月1日より施行する。